

TOPICS トピックス

TOPICS

登下校時における
子供の安全を守るための
警察の取組



TOPICS

特殊詐欺の現状と
高齢者被害防止のための
新たな取組



TOPICS

国際犯罪組織による
不正資金獲得及び
マネー・ローンダリングの
実態と警察の取組



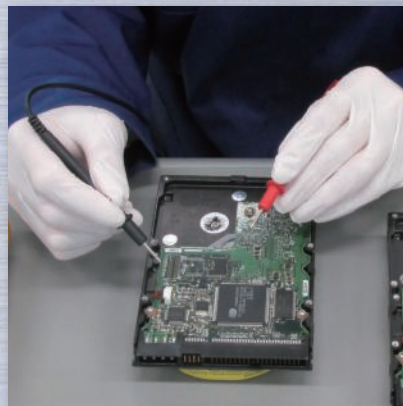
TOPICS

自動運転の実現に向けた
警察の取組



TOPICS

警察捜査を支える
情報技術解析



TOPICS

平成の回顧と展望



TOPICS

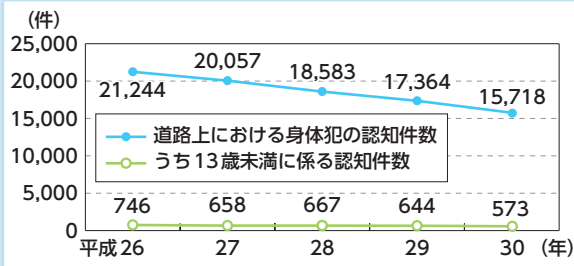
登下校時における子供の安全を守るための警察の取組

(1) 子供が被害者となる犯罪の現状

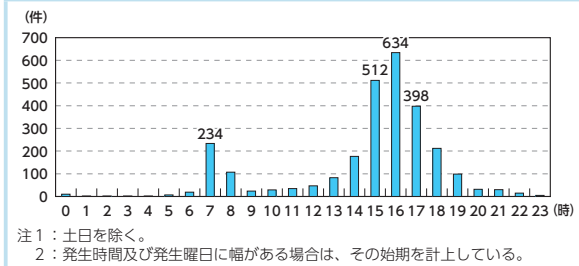
近年の犯罪情勢をみると、道路上における身体犯^(注)の認知件数は、最近5年間で減少しているが、このうち、13歳未満の子供が被害者となった件数は、ほぼ横ばいで推移している。

また、13歳未満の子供の被害は、平日の登下校時、特に15時から18時の下校時間帯に集中している。

図表 I - 1 道路上における身体犯の認知件数の推移 (平成26～30年)



図表 I - 2 道路上における子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の時間帯別発生件数(平成26～30年の合計)



(2) 政府の取組

平成30年(2018年)5月、新潟市において下校途中の女子児童が殺害される事件が発生したことを受け、政府において、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議が開催されるとともに、同年6月、「登下校防犯プラン」(以下「プラン」という。)が取りまとめられ、関係省庁が連携して各種の取組を行うこととされた。

図表 I - 3 「登下校防犯プラン」の概要

<p>① 地域における連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築 ■ 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援 	<p>④ 多様な担い手による見守りの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進 ■ スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援 ■ 「子供110番の家・車」への支援等
<p>② 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有 ■ 危険箇所の重点的な警戒・見守り ■ 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進 	<p>⑤ 子供の危険回避に関する対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 防犯教育の充実 ■ 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進
<p>③ 不審者情報等の共有及び迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 警察・教育委員会・学校間の情報共有 ■ 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信 ■ 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進 	

(3) 警察の取組

① 地域における連携の強化

警察では、教育委員会、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換等を行うことを目的として構築される「地域の連携の場」に参画し、子供の犯罪被害及びその前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する発生状況や関係機関等が防犯対策を講じる上で参考となる具体的情報等について積極的に助言等を行っている。

注：殺人、暴行、傷害、強制性交等、強制わいせつ、逮捕監禁及び略取誘拐のうち、道路法第3条の一般国道、都道府県道若しくは市町村道又は一般交通の用に供する私道で行われたもの

② 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

警察では、教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等と連携し、通学路の防犯の観点から合同点検を実施している。

合同点検により把握された危険箇所を踏まえて、警察官による警戒、パトロールの重点的な実施を図っているほか、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関係団体による見守り活動が効果的に行われるよう、危険箇所への重点的な配置を助言するなどの取組を推進している。

CASE

新潟県警察では、行政機関、学校、地域住民等と連携し、小学校の通学路の緊急合同点検を実施した。同点検では、主として危険箇所の確認や子供110番の家の実態把握を行い、これらを踏まえ、見守り活動を推進するなど、環境面の改善にいかしている。



危険箇所の点検状況

③ 不審者情報等の共有及び迅速な対応

警察では、従来、電子メール等により子供の犯罪被害や不審者に関する情報を提供・発信してきたが、プランを踏まえ、子供の見守り活動に直接役立つようなより粒度の高い情報、保護者等がとり得る防犯対策等、受信者側の具体的な対応に資するような効果的な情報について提供・発信している。

また、不審者情報等の情報共有が迅速かつ確実に行われるよう、警察署と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有する体制を構築している。

④ 多様な担い手による見守りの活性化

警察では、見守り活動や青色回転灯装備車によるパトロールを行う防犯ボランティア等に対し、積極的に表彰を行い、関係者との交流の場を提供するほか、日常生活や事業活動を行いながら防犯の視点を持って子供の見守り活動を行う「ながら見守り」等を働き掛けるなど、各種取組を推進している。また、こうした防犯ボランティア等による活動の周知・情報発信を行っている。

CASE

富山県警察では、プランを踏まえ、「ながら見守り」を広く県民に周知する目的で「ながら見守り」啓発チラシ及び推進シールを作成し、キャンペーン等において配布しているほか、県内のトラック、バス、タクシー等の業者にステッカーを配布して車両への貼付を依頼するなどの取組を推進している。



「ながら見守り」啓発チラシ

CASE

静岡県警察では、地元企業と連携してランニングをしながら地域の防犯パトロールを行うランナーを募り、平成30年11月、約250人により「しずおかランニングパトロール」を開始した。ランナーは、3人以上のチームを組み、専用のTシャツを着用して、ランニングをしながら自主的な防犯パトロールに取り組んでいる。



「ながら見守り」の状況

⑤ 子供の危険回避に関する対策の促進

警察では、子供に危険を予測・回避する能力を身に付けさせるため、学校と連携し、危険な事案に遭遇した場合の初期的対応訓練を実施するなど、被害実態を踏まえた実践的な防犯教育を推進している。

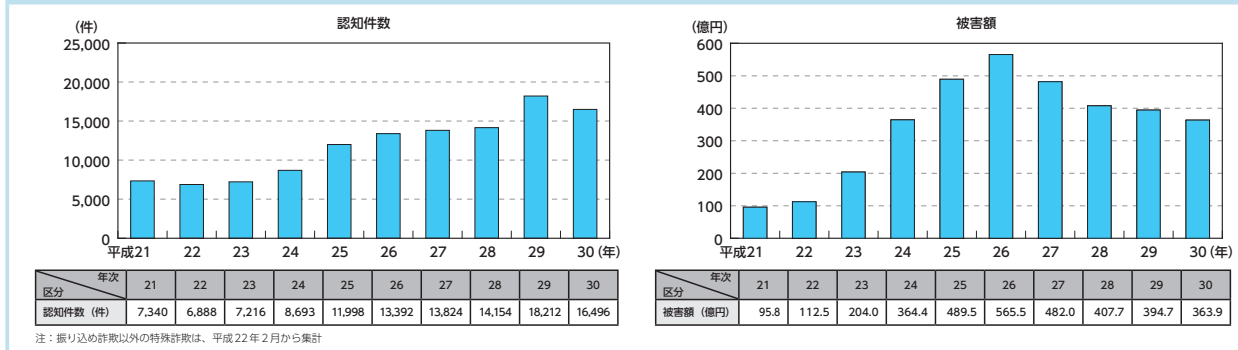
特殊詐欺の現状と高齢者被害防止のための新たな取組

(1) 特殊詐欺の現状

① 特殊詐欺の情勢等

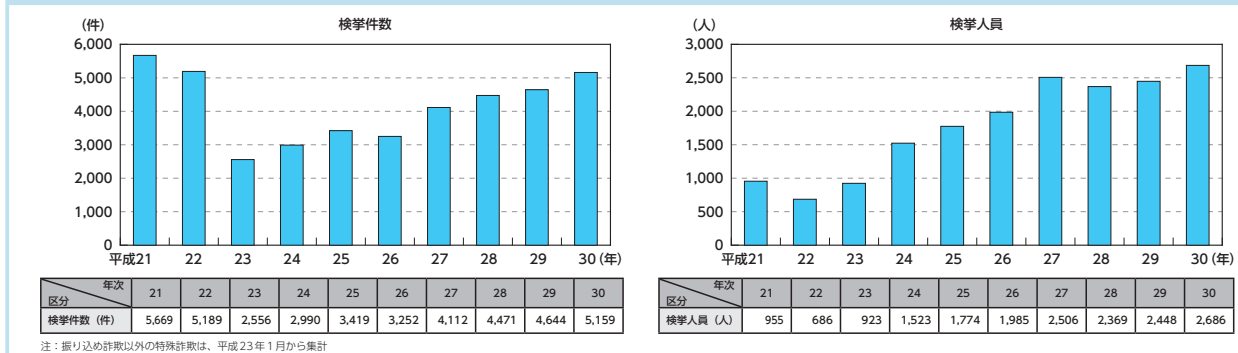
特殊詐欺^(注1)は、振り込み詐欺（オレオレ詐欺^(注2)、架空請求詐欺^(注3)、融資保証金詐欺^(注4)及び還付金等詐欺^(注5)）及び振り込み詐欺以外の特殊詐欺^(注6)に分類され、平成30年（2018年）中の認知件数と被害額はいずれも前年より減少したものの、高齢者を中心に一日当たり約1億円もの被害が生じているなど、依然として深刻な情勢にある。

図表Ⅱ－1 特殊詐欺の認知件数・被害額の推移（平成21～30年）



警察では、だまされた振り作戦^(注7)、犯行拠点の摘発、上位者への突き上げ捜査、犯行に利用された携帯電話の利用制限等の犯行ツール対策といったこれまでの取組に加え、特殊詐欺事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等に対する多角的な取締りを推進している。

図表Ⅱ－2 特殊詐欺の検挙件数・検挙人員の推移（平成21～30年）



注1：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む。）の総称

注2：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注3：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注4：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注5：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

注6：例えば、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性とのお付き合い名目等の詐欺がある。

注7：特殊詐欺の電話を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法

② 主な手口別の認知状況

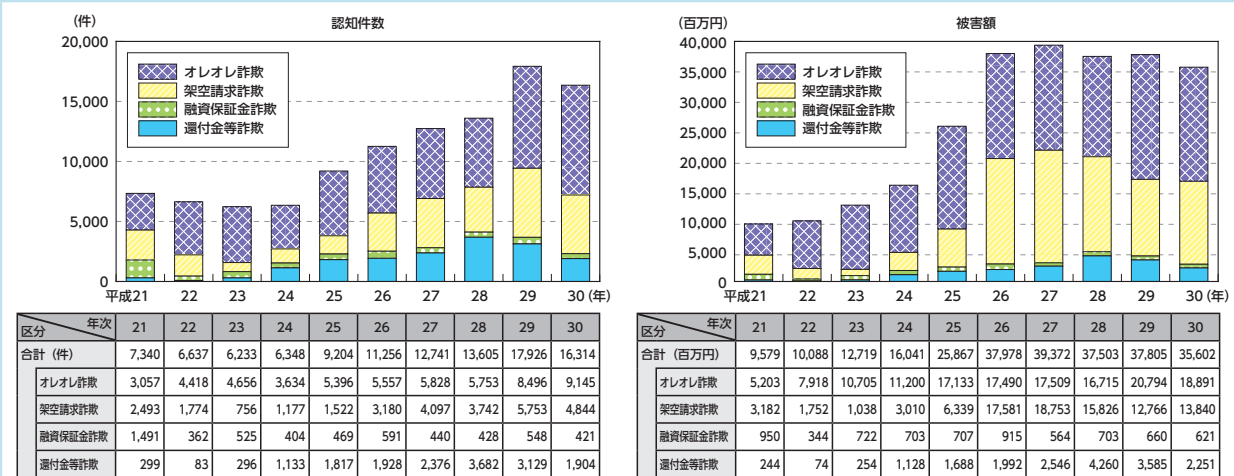
平成29年に大幅に増加したオレオレ詐欺については、平成30年中の認知件数は9,145件と前年比で649件（7.6%）増加したが、被害額は約188.9億円と前年比で約19.0億円（9.2%）減少した。

一方、架空請求詐欺については、平成30年中の認知件数は4,844件と前年比で909件（15.8%）減少したが、被害額は約138.4億円と前年比で約10.7億円（8.4%）増加した。

なお、これら2つの手口で、特殊詐欺の認知件数全体の84.8%を占めている。

また、平成29年に減少に転じた還付金等詐欺については、平成30年中の認知件数は1,904件と前年比で1,225件（39.1%）減少し、被害額も約22.5億円と前年比で約13.3億円（37.2%）減少した。

図表Ⅱ-3 振り込み詐欺の手口別認知件数・被害額の推移（平成21～30年）



注1：認知件数には未遂を含む。

注2：平成22年以降の被害額は、キャッシュカード手交型の特殊詐欺におけるATM引出（窃取）額を含む実質的な被害額である（平成24年まではオレオレ詐欺のみ、平成25年以降は全類型において集計）。

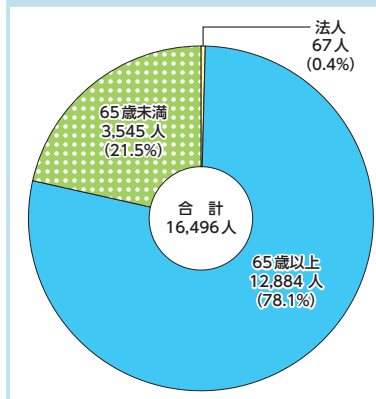
③ 高齢者等の被害状況

特殊詐欺の被害全体に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢者率）は、引き続き高水準で推移しており、平成30年の高齢者率は、78.1%に上っている。特に、オレオレ詐欺では96.9%、還付金等詐欺では84.6%と、高齢者率が極めて高く、高齢者の被害防止が喫緊の課題となっている。

図表Ⅱ-4 特殊詐欺被害者の高齢者率の推移（平成26～30年）

区分	年次	26	27	28	29	30	
特殊詐欺全体 (人)	被害者数	13,392	13,824	14,154	18,212	16,496	
	高齢者数 (高齢者率 (%))	10,573 (79.0)	10,641 (77.0)	11,062 (78.2)	13,196 (72.5)	12,884 (78.1)	
振り込み詐欺	オレオレ詐欺	被害者数	5,557	5,828	5,753	8,496	9,145
		高齢者数 (高齢者率 (%))	5,121 (92.2)	5,506 (94.5)	5,518 (95.9)	8,171 (96.2)	8,866 (96.9)
	架空請求詐欺	被害者数	3,180	4,097	3,742	5,753	4,844
		高齢者数 (高齢者率 (%))	1,889 (59.4)	2,074 (50.6)	1,612 (43.1)	1,833 (31.9)	2,248 (46.4)
	融資保証金詐欺	被害者数	591	440	428	548	421
		高齢者数 (高齢者率 (%))	124 (21.0)	93 (21.1)	117 (27.3)	115 (21.0)	82 (19.5)
	還付金等詐欺	被害者数	1,928	2,376	3,682	3,129	1,904
		高齢者数 (高齢者率 (%))	1,802 (93.5)	2,223 (93.6)	3,427 (93.1)	2,935 (93.8)	1,610 (84.6)
	振り込み詐欺以外の特殊詐欺	被害者数	2,136	1,083	549	286	182
		高齢者数 (高齢者率 (%))	1,637 (76.6)	745 (68.8)	388 (70.7)	142 (49.7)	78 (42.9)

図表Ⅱ-5 特殊詐欺被害者の高齢者率 (平成30年)



他方、架空請求詐欺については、高齢者のみならず幅広い世代で被害が発生しており、例えば、有料サイトの利用料金の未納等を理由に現金や電子マネーをだまし取る手口の架空請求詐欺については、20代から40代の比較的若い世代の女性が多く被害に遭っている状況も認められる。

(2) 高齢者の被害防止に向けた新たな取組

① オレオレ詐欺の被害者等に対する調査の実施

警察庁では、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の効果的な被害防止対策に役立てるため、親族を装うオレオレ詐欺の被害者等に対する調査を実施した。

その結果、図表Ⅱ-7のとおり、被害者のうち78.2%が「自分は被害に遭わないと思っていた」と回答しており、自ら看破した者と比較して、被害に遭う可能性を過小評価する傾向が強いことが認められた。

また、図表Ⅱ-8のとおり、被害者のうち70.3%は電話を受けた時点でだまされていたことから、犯人からの電話に出ないための対策として、迷惑電話防止機能を有する機器の活用等が有効であると認められた。

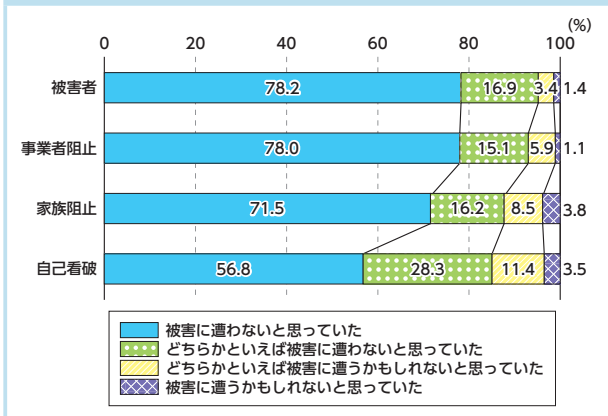
さらに、図表Ⅱ-9のとおり、被害者のうち75.1%が、だましの電話を受けた後、誰にも相談していないことが明らかになった。加えて、図表Ⅱ-10のとおり、自ら看破した者のうち53.3%は「親族の声と違っていた」という理由を挙げているほか、40.2%が「親族の元の電話番号にかけたりして確認できた」と答えており、電話を受けた時点で親族と連絡・相談すること、さらには、普段から親族と連絡を取っておくことが重要であると認められた。

このような調査の結果を踏まえ、警察では、各種被害防止対策をより効果的に推進することとしている。

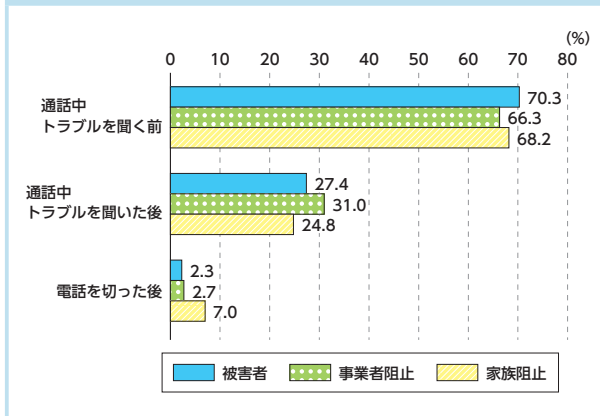
図表Ⅱ-6 親族を装うオレオレ詐欺の被害者等に対する調査概要

対象者	合計(人)	1,099
	親族を装うオレオレ詐欺の被害者	354
	事業者の協力により被害に遭わなかった者	187
	家族・親族が見破り被害に遭わなかった者	130
	自ら看破した者	428
調査期間	平成30年8月から4か月間 (自ら看破した者については3か月間)	
調査方法	全国の警察において、被害届や相談等を受理した警察官が面接形式で実施	
主な調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手口の認知度、被害に対する意識 ・だまされた理由、見破った理由 ・家族等への相談状況、金融機関等による声掛け 	

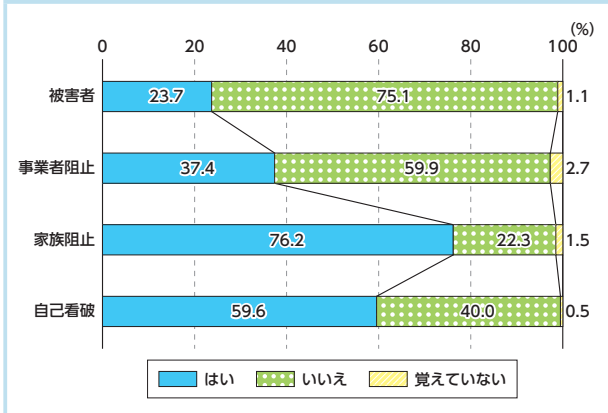
図表Ⅱ-7 被害に対する意識



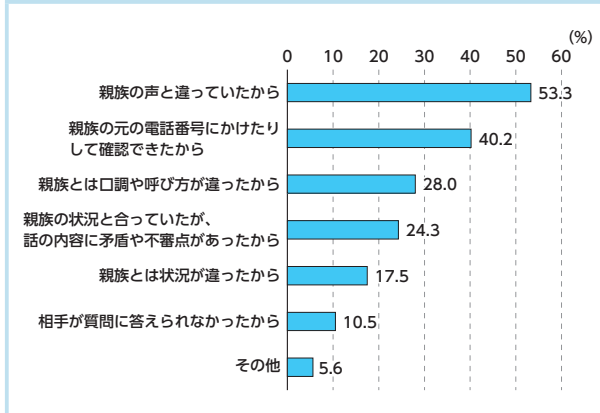
図表Ⅱ-8 だまされたタイミング



図表Ⅱ-9 他者への相談の有無



図表Ⅱ-10 見破った理由 ※複数回答



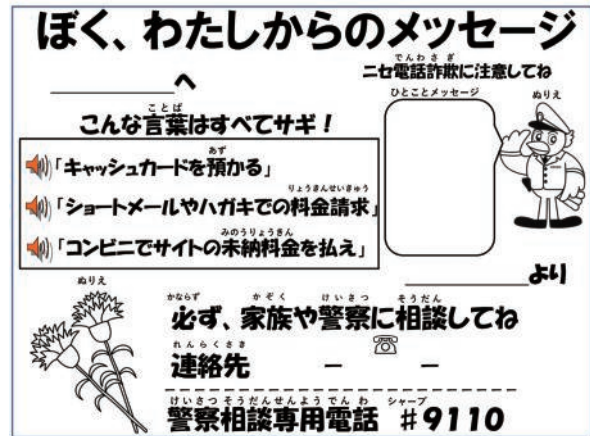
② 幅広い世代に対する広報啓発

高齢者の特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発については、これまで高齢者を対象に犯行手口を紹介するなどの注意喚起を中心に行ってきた。

これらに加えて、高齢者の子供や孫世代も含めた幅広い世代に対して、日常的に家族間で連絡を取り合うことを促して被害防止を図るなど、より効果的な広報啓発の取組を実施している。



児童による「家族の絆」メッセージチラシのプレゼントキャンペーン（茨城）



CASE

平成30年10月、和歌山県に住む80歳代女性の自宅に、息子を名のる男から「夫のいる女性を妊娠させて、示談金400万円を請求されている。どうにかできないか」との電話があり、女性はお金を準備して指定された場所に持って行こうとしたが、心配になり、普段からよく連絡を取り合っている娘に電話した。その結果、オレオレ詐欺の手口に似ていると思った娘がすぐに警察へ通報し、被害を防ぐことができた（和歌山）。

MEMO

「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）について

平成30年9月、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を防止するため、幅広い世代に対して発信力を有する著名な方々で構成されるプロジェクトチームが発足した。

プロジェクトチームは、全国警察と連携し、広報イベントへの参加、SNSやウェブサイト等による情報発信等の活動を通じて、日常的に家族間で連絡を取り合うことによりオレオレ詐欺の被害に遭わないようにすることなどを呼び掛けている。



「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（SOS47）と国家公安委員会委員長



ウェブサイト等で公開している広報啓発用動画

国際犯罪組織による不正資金獲得及び マネー・ローンダリングの実態と警察の取組

(1) 国際犯罪組織による不正資金獲得及びマネー・ローンダリングの動向

警察は、これまで、国際組織犯罪に的確に対応するため、国内外の関係機関と連携した水際対策や情報交換等を推進し、一定の成果を収めてきた。

他方、国際犯罪組織は、警察による取締りを逃れつつ、より巧妙かつ効率的に経済的利益を得るため、経済・金融のグローバル化の進展や情報通信技術の普及・進展等、社会経済情勢の変化に応じてその犯罪形態等を変容させ続けている。

我が国においても、だまし取った商品の受渡しに二次元コードで解錠できるコインロッカーを使用したり、無料公衆無線LANを介してインターネットに接続し、SNSを利用して国外から犯行の指示を受信したりする手口がみられるなど、国際犯罪組織が我が国の充実したサービスや利便性の高い情報通信技術等を悪用して、不正資金獲得及びマネー・ローンダリングの手口を多様化させている実態がうかがわれる。

(2) 近年の国際犯罪組織による不正資金獲得及びマネー・ローンダリングの代表的な手口と警察の取組

警察では、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化や国際犯罪組織による不正資金獲得等の手口の多様化を踏まえながら、外国捜査機関等との情報共有や国際捜査共助の枠組みの活用を進めるとともに、国内の関係機関とも密接に連携して国際犯罪組織の情報を収集・分析し、日々変容する国際犯罪組織の実態解明及び取締りを推進している。

近年の国際犯罪組織による不正資金獲得及びマネー・ローンダリングの代表的な手口と、それに対する警察の取組については、次のとおりである。

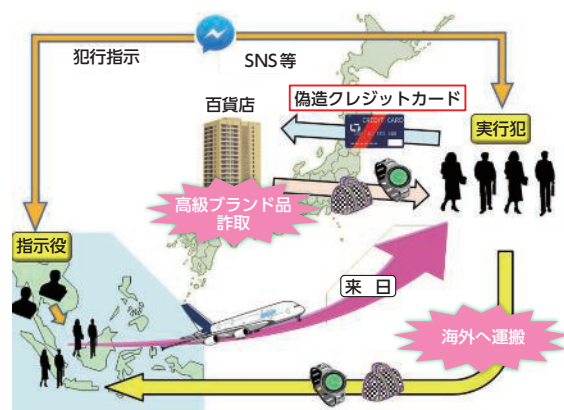
① 偽造クレジットカードを使用した詐欺

我が国では、偽造防止効果の高いICチップの付いたクレジットカードへの移行が完全には進んでいないほか、そうしたICカードに対応した端末の店舗への導入も進んでおらず、クレジットカードの磁気ストライプ部分に記録されている電磁的情報を読み取ることで取引を行う店舗がいまだに多い。そのため、短期滞在の在留資格により来日した外国人が、偽造クレジットカードを使用して高級ブランド品等を不正に購入し、犯行後は本国に逃げ帰る形態（ヒット・アンド・アウェイ型）の詐欺を敢行している例がみられる。

警察では、偽造クレジットカードを使用した犯罪に関する情報共有やクレジットカードの100%IC化を含むセキュリティ対策の推進に係る協力要請等を行い、関係団体との連携の強化を図っているほか、国内外の関係機関と連携して、偽造クレジットカードを使用した犯罪の取締りを推進するなど、偽造クレジットカードの供給網の壊滅を図っている。

CASE

平成30年（2018年）6月、偽造クレジットカードを密輸入しようとしたマレーシア人の男（21）を不正電磁的記録カード輸入罪等で検挙した。また、同年1月から同年10月にかけて、福岡市内の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してリュックサックを購入したマレーシア人の男（50）ら9人を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪等で逮捕した（福岡）。



マレーシア人らによる偽造クレジットカード輸入・詐欺等事件

② 覚醒剤の密輸入

我が国では、覚醒剤事犯の検挙人員が依然として高い水準で推移しており、その検挙人員に占める再犯者の割合も他の薬物事犯と比べて高い。また、これまでの検挙事例からは、国内に流入した覚醒剤が、仕入価格の数倍の値段で末端乱用者に密売されている状況がうかがわれる。

こうした覚醒剤に対する根強い需要や利益率の高さを背景に、国内外の薬物犯罪組織による国際的なネットワークが構築されているものとみられ、来日外国人による覚醒剤の密輸入が依然として数多くみられる。

警察では、国内外の関係機関との連携を強化し、海外の薬物犯罪組織と暴力団等との結節点の解明を進めるとともに、水際対策と上位者への突き上げ捜査の徹底により、覚醒剤の供給網の壊滅を図っている。

CASE

日本人の男(73)らは、平成30年2月から同年5月にかけて、木製家具に覚醒剤を隠匿し、中国から海上コンテナで密輸入した。同年12月までに、日本人4人及び中国(香港等)人4人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入等)等で逮捕し、覚醒剤約100.5キログラムを押収した(福岡、警視庁、神奈川、大阪、岡山、佐賀、熊本、鹿児島)。



押収された覚醒剤

③ 外国における犯罪収益に係るマネー・ローンダリング

近年、国際犯罪組織が、他国で敢行した詐欺事件等による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、我が国にいる共犯者が正当な取引による送金であるかのように装って当該詐欺金を引き出すなどの手口による国際的なマネー・ローンダリングが敢行されている。

警察では、疑わしい取引に関する情報の分析及び当該分析の結果を活用した取締りを推進しているほか、金融機関等を対象とした研修会において、疑わしい取引に関する情報が活用された事例を紹介することで理解と協力の促進を図ったりするなど、国内外の関係機関と連携した国際的なマネー・ローンダリング対策を推進している。

CASE

ナイジェリア人の男(45)らは、平成27年9月から同年10月にかけて、日本国内の金融機関に開設した日本人が管理する法人名義の口座に送金された、米国において敢行された詐欺事件における詐欺金を、正当な取引による送金であるかのように装って引き出し、現金合計約3,700万円をだまし取った。平成30年10月までに同男及び日本人2人を組織的犯罪処罰法^(注)違反(犯罪収益等隠匿)及び詐欺罪で逮捕した(鹿児島、沖縄)。



ナイジェリア人らによる国際的なマネー・ローンダリング事件

注：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

TOPICS

自動運転の実現に向けた警察の取組

(1) 自動運転をめぐる最近の動向

近年、国内外の自動車メーカーやIT企業等によって、自動運転の実現に向けた技術開発が急速に進められている。我が国において、自動運転の実現は、成長戦略の一環と位置付けられ、その実現に向けた取組が進められており、平成30年（2018年）4月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議において「自動運転車の実現のための道路交通関連の法制度の見直しに関して、政府全体の方向性を取りまとめ、今後の見直しに向けた方向性を示す」ものとして「自動運転に係る制度整備大綱」がまとめられ、保安基準^(注1)の策定等の車両側の安全性確保に関する検討の方向性のほか、交通ルールの在り方や交通事故発生時等の責任関係に関する検討の方向性が示された。また、同年6月に策定された「官民ITS構想・ロードマップ2018」では、令和2年（2020年）までに、高速道路での自動運転可能な自動車の市場化や、過疎地等^(注2)での無人自動運転移動サービスの提供を実現することを目指すこととされた。政府は、「自動運転に係る制度整備大綱」に基づく制度整備を進めるなどして、自動運転の早期実現を目指している。

(2) 自動運転の実現に向けた警察の取組

自動運転の技術は、我が国の交通事故の削減や渋滞の緩和等を図る上で不可欠なものになると考えられることから、警察としても、交通の安全を第一としつつその進展を支援すべく積極的に取組を進めている。

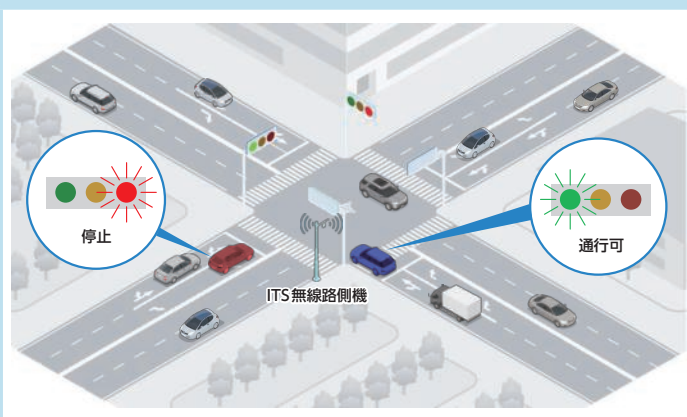
① 自動運転システムの実用化に向けた研究開発

平成30年から開始されたSIP^(注3)第2期「自動運転（システムとサービスの拡張）」では、自動運転システムの実用化に向け、令和元年後半から、ITS無線路側機^(注4)による信号情報の提供や高速道路への合流支援等に必要な基盤技術について、東京臨海部の公道で国内外の自動車メーカー等による実証実験を実施することとされている。

警察庁においても、ITS無線路側機による信号情報の提供の高度化を目指し、自動車メーカー等と自動運転の実現に必要な信号情報の提供方法等について検討を行い、これら信号情報を提供できるITS無線路側機を東京臨海部に整備するなど、実証実験に向けた準備を進めている。今後、当該実証実験を通じて、信号情報の提供等に必要な基盤技術の検証がなされる見込みである。

また、警察庁では、民間事業者からの要望を踏まえ、ITS無線路側機からの直接の通信以外の手法による信号情報の提供に係る調査研究として、国内外における事例調査や各種課題についての技術的な検討を行っている。

図表Ⅳ－1 ITS無線路側機による信号情報の提供



注1：道路運送車両の保安基準

注2：地方における移手段の確保という政策的な観点からは、まずは過疎地における無人自動運転移動サービスの実現が求められるが、商業的な観点からは、都市部・都市郊外部における無人自動運転移動サービスの提供を行うことも想定される。

注3：Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program（戦略的イノベーション創造プログラム）の略

注4：信号制御機や車両感知器等と接続し、設置されている交差点における信号灯火、横断歩行者等の有無といった周辺の交通状況等を、700MHz帯の周波数を利用して広範囲に提供する路上設置型の無線通信装置

② 国際的な議論への参画

我が国が締約しているジュネーブ条約^(注1)では、第8条第1項において「一単位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ運転者がいなければならない」と規定されている一方で、システムが完全に運転操作を実施する自動運転もあり得ることなどから、近年、自動運転と国際条約との関係の整理等に関し、国際連合経済社会理事会の下で欧州経済委員会内陸輸送委員会に置かれたWP.1^(注2)において議論が行われている。

警察庁としても、これら議論に参画しており、平成30年（2018年）9月の第77回WP.1会合では、ジュネーブ条約及びウィーン条約^(注3)の締約国に対し、「高度・完全自動運転車両は安全を優先し、交通ルールを守り、運行設計領域内でのみ作動するなどの条件を満たすべきである」旨等を勧告する非拘束決議が採択された。

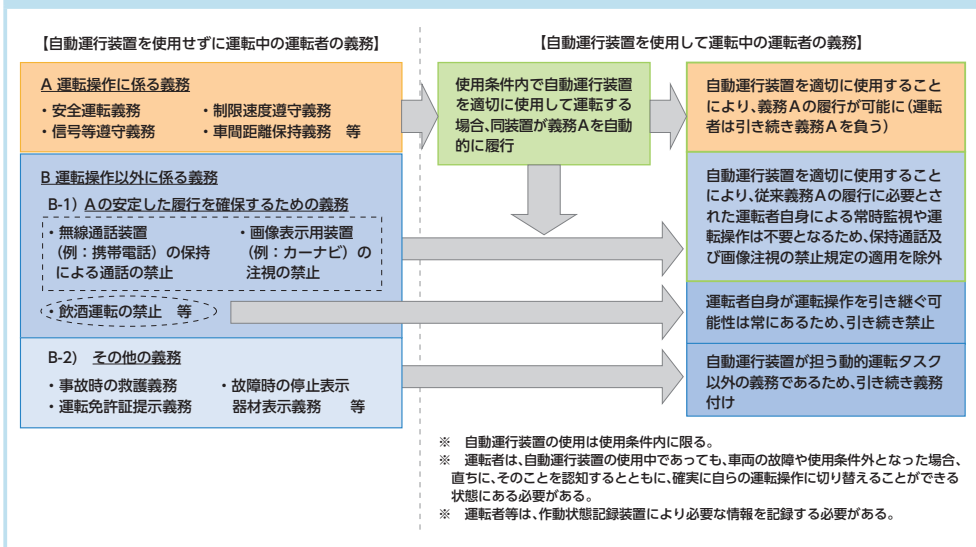
③ 法制度面の検討

国内外の自動車メーカー等において、令和2年頃までにSAEレベル3^(注4)の自動運転システムを備えた自動車を実用化する目標を掲げて技術開発が進められていることなどに鑑み、警察庁では、平成30年5月から「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を開催し、自動運転の実用化を見据えた道路交通法の在り方についての検討を行い、同年12月、同委員会において、自動運転システムを使用する運転者の義務の在り方に関する検討結果等を内容とする報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、令和元年5月、第198回国会において、自動運行装置^(注5)を使用する運転者の義務や作動状態記録装置^(注6)による記録等に関する規定の整備を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立した。

今回の改正の対象としているSAEレベル3の自動運転では、国土交通大臣が付する自動運行装置の使用条件を満たさなくなる場合等には、運転者が自動運行装置から運転操作を確実に引き継ぐことが求められる。運転者はこれに適切に対処することができる必要があり、警察では、関係機関・団体等と連携して、自動運行装置を使用した運転上の留意事項等について、啓発に努めていくこととしている。

今後、警察では、自動運転の実現に向け、政府全体のロードマップ、技術開発の動向、国際的議論の状況等を踏まえつつ、道路交通法に関連する課題の検討を更に進めるなど、交通の安全と円滑の確保の観点から必要な取組を引き続き推進することとしている。

図表Ⅳ－2 運転者の義務（自動運行装置を使用する場合と使用しない場合の比較）



注1：昭和24年（1949年）にスイス・ジュネーブにおいて作成された道路交通に関する条約の通称

注2：Global Forum for Road Traffic Safety（道路交通安全グローバルフォーラム）の通称

注3：昭和43年（1968年）にオーストリア・ウィーンにおいて作成された道路交通に関する条約の通称

注4：「自動運転に係る制度整備大綱」等で採用されている、SAE（Society of Automotive Engineers）InternationalのJ3016における運転自動化レベルのうち、システムが全ての動的運転タスク（操舵、加減速、運転環境の監視、反応の実行等、車両を操作する際にリアルタイムで行う必要がある機能）を、システムが機能するよう設計されている特有の条件内で実施するが、システムの作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に対して、運転者の適切な応答が期待されるもの

注5：プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件（使用条件）で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能（以下「代替機能」という。）を有するもの

注6：自動運行装置の代替機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置

TOPICS

警察捜査を支える情報技術解析

(1) 情報技術解析の重要性

コンピュータ、スマートフォン等の電子機器やネットワークを利用したサービスが普及・多様化し、これらがあらゆる犯罪に悪用されている中、警察捜査を支えるため、電子機器等に保存された電磁的記録やネットワークの通信状況等の解析を行うことの重要性が増している。

① デジタル・フォレンジック^(注1)

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている電磁的記録は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、これを犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び地方機関^(注2)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタル・フォレンジックを活用した技術支援を行っている。

図表V-1 デジタル・フォレンジックの概要



CASE

平成30年（2018年）1月から同年5月にかけて、警察庁高度情報技術解析センターは、無職の男（22）らによるウェブサイトを利用した著作権法違反事件に関し、内部が浸水した状態のハードディスクの解析を行った。空気中のほこり等を排除できるクリーンルーム内でハードディスクを分解の上、内部を洗浄し、再度組み立てたものを解析した結果、当該ハードディスクから被疑者の犯行を裏付ける電磁的記録を抽出することができ、同事件の検挙に貢献した。



ハードディスクの洗浄状況

CASE

平成30年5月、中部管区警察局三重県情報通信部は、同年3月に三重県内の路上において発生した無職の少年（19）による強盗事件に関し、同少年が持つスマートフォンの解析を行った。その結果、事件直前に同少年が被害発生場所付近にいたことを示す位置情報をアプリから抽出することができ、同事件の検挙に貢献した。また、この解析により、別の窃盗事件の発生前後に現場及び被害品発見現場に同少年がいたことを示す位置情報も抽出することができ、余罪での検挙にも貢献した。

注1：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

注2：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

② サイバーフォース^(注1)

IoT機器の普及等により、サイバー空間と実空間の一体化が進む中、警察では、サイバー空間の脅威の実態把握、サイバー攻撃発生時における被害拡大の防止、証拠保全等の技術支援を行うサイバーフォースを全国に設置するとともに、警察庁のサイバーフォースセンターにおいて、技術情報の集約・分析等も行っている。

CASE

サイバーフォースセンターでは、平成30年1月以降、仮想通貨^(注2)採掘の機能を有する不正プログラムの感染活動を観測した。コンピュータがこれらの不正プログラムに感染した場合、採掘活動が行われるだけでなく、感染拡大にもつながることから、警察庁ウェブサイト「@police」^(注3)において、適切な被害防止対策を講じるよう注意喚起を行った。

(2) 解析能力向上のための取組

① 最新の技術等への対応

近年、コンピュータ・ウイルス等の不正プログラムを悪用したサイバー犯罪・サイバー攻撃が多発しており、不正プログラムの解析の需要が増大していることに加え、手口の巧妙化・多様化により、その解析には極めて高い技術力が求められている。また、IoT機器をはじめとする新たな電子機器やそれに関連するサービスの社会への定着、スマートフォン等のアプリの多様化・複雑化、自動運転システムの実現に向けた技術開発等が進む中、警察捜査を支えるためには、最新の技術に対応した解析能力の向上を図っていく必要がある。

そのため警察では、最新の技術を有する民間企業や研究機関との技術協力を推進し、技術情報を継続的に収集しているほか、犯罪に悪用され得る最先端の情報通信技術の調査・研究^(注4)を推進するとともに、解析手法の開発や資機材の整備、高度な解析技術を持つ職員の育成等を行っている。

CASE

平成30年3月、警察庁は、インターネットバンキングに係る不正送金事犯において、踏み台として悪用された疑いのあるネットワークカメラの解析を行った。その結果、当該カメラのメモリチップより抽出した電磁的記録から、不正プログラムに感染した痕跡を発見し、当該事犯の手口を特定することに貢献した。



ネットワークカメラの解析

② 国内外の関係機関・団体等との連携

警察庁では、国内関係機関が参加するデジタル・フォレンジック連絡会の開催や各国の法執行機関等が参加するICPOデジタルフォレンジック専門家会合での技術情報の交換を通じて情報技術の解析に関する知識・経験等の共有を図るなど、国内外の関係機関・団体等との連携を強化し、情報技術解析に係るノウハウや技術の蓄積に努めている。



デジタル・フォレンジック連絡会

注1：サイバー攻撃への対策については、150、151頁参照

注2：令和元年（2019年）、第198回国会において、「仮想通貨」の呼称の「暗号資産」への変更等を内容とする情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律が成立した。

注3：<https://www.npa.go.jp/cyberpolice/>

注4：サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおける調査・研究の内容については、152頁参照

TOPICS

平成の回顧と展望

約30年に及ぶ平成の時代が幕を閉じ、新時代「令和」が始まった機を捉え、平成の約30年をおおむね10年ごとに分け、それぞれの期間に警察が直面した主な事象や法改正等の契機となった情勢等を選定の上、それらが発生した時期に沿って整理し、振り返ることとした。さらに、それらを踏まえ、新しい時代を見据えた展望についても記載することとする。

(1) 前期：平成元年（1989年）～10年（1998年）

① 大喪の礼・即位の礼・大嘗祭警備

昭和天皇の崩御に伴い、平成元年2月には大喪の礼が執り行われ、平成2年には約1年間にわたり即位の礼・大嘗祭に伴う諸儀式が挙行された。これに対し、極左暴力集団は多数の「テロ、ゲリラ」事件を敢行したほか、右翼についても、左翼諸勢力による天皇批判活動をめぐって暴力事件等を引き起こすなど、左翼・右翼諸勢力はそれぞれの立場から活動を行った。

こうした情勢を受け、警察では、大喪の礼の当日においては当時過去最大規模となる約3万2,000人の警察官を、即位礼正殿の儀の当日においてはそれを上回る約3万7,000人の警察官をそれぞれ動員するなど、総力を挙げて警備を実施した。



即位の礼に伴う警備状況

② 暴力団情勢

平成初期の暴力団情勢は、山口組、稲川会及び住吉会の3団体による寡占化及び広域化が進んでおり、3団体の勢力範囲が全国の多くの都道府県において複雑に入り組んでいた。特に、北海道及び東北において3団体の進出が顕著であり、その結果、地元暴力団との摩擦や3団体相互の主導権争いが激化していた。また、暴力団は、海外進出等の国際的な活動を活発化させており、海外から入手した拳銃等による武装化の傾向を強めるなど、その活動の国際化も問題となっていた。さらに、その資金獲得活動も多様化しており、覚醒剤の密売、賭博、みかじめ料の徴収等の伝統的な資金獲得活動を行う一方で、民事介入暴力^(注1)、企業対象暴力等の新しい形態の資金獲得活動を行うほか、合法的事業分野へ進出するなどの変化がみられており、従来のような伝統的資金獲得活動に対する取締りのみでは暴力団の資金源を遮断することが困難となっていた。

このように、民事介入暴力をはじめとする暴力団の不当な資金獲得活動、対立抗争事件等への効果的な対策が強く求められた社会情勢を背景に、暴力団対策法^(注2)が制定された。これにより、従来の刑罰法による暴力団等の取締りのほかに、対立抗争時の事務所使用制限命令や、暴力的要求行為^(注3)に対する中止命令等の行政的措置を行うことが可能となった。

MEMO その後の暴力団対策法の改正について

暴力団対策法は、暴力団情勢の変化等を踏まえて、これまでに、平成5年、9年、16年、20年及び24年の5回にわたって改正された。中でも、平成20年改正、平成24年改正等で行われた暴力的要求行為として規制する行為の追加は、暴力団の威力を示した資金獲得活動の防止に一定の効果を上げ、また、平成16年改正及び平成20年改正において整備された指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定は、指定暴力団の組長等に対する損害賠償責任の追及を容易にした。さらに、平成24年改正で導入された特定抗争指定暴力団等の指定及び特定危険指定暴力団等の指定の制度は、対立抗争事件及び事業者襲撃等事件^(注4)の抑止に寄与した。



暴力団事務所に対して使用制限命令を発する状況

注1：暴力団又はその周辺にある者が、企業の倒産整理、交通事故の示談、債権取立て、地上げ等の民事取引を仮装しつつ、一般市民の日常生活や経済取引に介入し、暴力団の威力を利用して不当な利益を得るもの

注2：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

注3：指定暴力団の暴力団員が指定暴力団の威力を示して行う不当な金品等の要求行為

注4：161頁参照

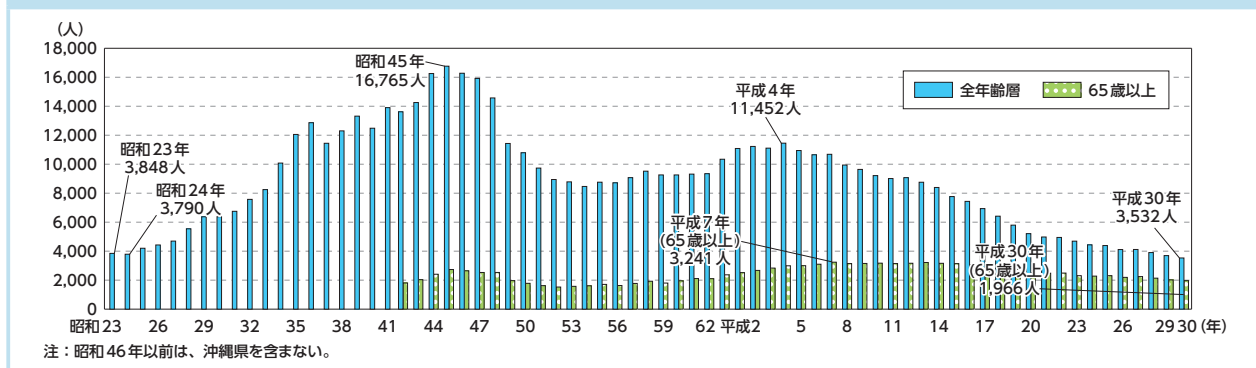
③ 第二次交通戦争

平成4年の交通事故による死者数^(注1)は、戦後2度目のピークとなる1万1,452人を記録し、こうした情勢の悪化は「第二次交通戦争」と称された^(注2)。

このような状況が生じた背景としては、自動車保有台数及び運転免許保有者数が年々着実に増加を続ける一方で、交通事故を抑止するために必要な交通違反取締りを行う交通警察官の増員や、交通安全施設等の整備を推進するための十分な予算措置を行うことができなくなったこと、また、第二次ベビーブーム世代の者が運転免許取得年齢に達し、運転技能が十分ではない若者^(注3)の運転免許保有者数が増加したことが挙げられる。

こうした情勢の悪化に対し、警察においては各種講習の内容の見直し等の運転者教育の充実、飲酒運転の罰則引上げを含む悪質・危険運転者対策の強化等の各種対策を実施し、その結果、平成5年以降交通事故による死者数は減少傾向に転じ、平成8年には、昭和62年以来再び1万人を下回った。

図表Ⅳ－1 死者数の推移（昭和23年～平成30年）



④ オウム真理教によるテロ事件^(注4)

平成初期に新しい宗教団体として拡大を続けていたオウム真理教は、平成6年6月27日、長野県松本市の住宅街において化学兵器に用いられる毒ガス・サリンを噴霧し、その結果、付近住民8人が死亡し、143人が負傷する事件（松本サリン事件）を引き起こした。また、平成7年3月20日午前8時頃、帝都高速度交通営団（当時）丸ノ内線、日比谷線及び千代田線の車内においてサリン入りのナイロン袋を置き去り、複数の車両及び駅の構内にサリンを発散させ、乗客、駅職員等13人が死亡し、5,800人以上が負傷する事件（地下鉄サリン事件）を引き起こした。

オウム真理教は、これらのほかにも弁護士一家殺害事件、公証役場事務長逮捕監禁致死事件等の数々の事件を敢行しており、こうした一連の凶悪事件に対し、警察としては、関係施設の一斉捜索を実施するとともに、教団代表を含む多数の信者を検挙した。また、法制上の措置として、サリン等による人身被害の防止に関する法律の制定（平成7年）、広域組織犯罪等に対処するための警察法改正（平成8年）、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の制定（平成11年）が行われた。



オウム真理教施設の自宅捜索に向かう捜査員（時事）

注1：交通事故発生から24時間以内の死者数。以下同じ。

注2：昭和45年（1970年）、交通事故による死者数が過去最高の1万6,765人を記録するなど、交通事故をめぐる情勢の悪化は「交通戦争」と称された。その後、交通安全施設等の整備をはじめとする交通安全対策の充実が図られたことにより、交通事故による死者数は一度減少に転じたものの、昭和50年代後半から再び増加傾向となった。

注3：16歳以上24歳以下の者

注4：27、28頁参照

⑤ 阪神・淡路大震災^(注1)

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島を震源とする阪神・淡路大震災が発生し、死者6,434人等の大きな被害をもたらした。

警察では、全国警察から機動隊等の応援を得て、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、緊急交通路・復旧物資輸送路の確保、パトロール等の被災地における犯罪防止対策等の災害警備活動を実施した。

なお、阪神・淡路大震災における諸活動を通じて得た教訓をいかし、災害時の被害情報の収集・伝達体制の整備、広域的な即応能力や高度の救出救助能力等を有する広域緊急援助隊の設置等を行った。



過酷な環境下での搜索活動

⑥ 在ペルー日本国大使公邸占拠事件^(注2)

平成8年(1996年)12月17日午後8時30分頃(日本時間同月18日午前10時30分頃)、在ペルー日本国大使公邸において、ペルー政府関係者、各国の大使その他の外交官、ペルー在住の邦人等多数を招待して開催された天皇誕生日祝賀レセプションに「トゥパク・アマル革命運動(MRTA)」を名のる左翼テロ組織が爆発物等を使用して侵入し、大使公邸を占拠する事件が発生した。犯人グループはその後4か月余りにわたって立てこもったが、平成9年(1997年)4月22日、ペルー政府は軍の特殊部隊約140人を大使公邸に突入させた。その結果、人質72人のうち、ペルー最高裁判事1人が死亡したが、邦人24人を含む残りの71人は救出された。一方、銃撃戦の末、ペルー軍の特殊部隊の隊員2人が死亡したほか、犯人グループ14人は全員死亡した。



人質解放を求めて在ペルー日本国大使公邸付近をデモ行進する2万人の市民(時事)

当該事件は、海外において邦人が被害に遭った初めての大規模なテロ事件であり、国際社会における我が国のプレゼンスが顕著になるのに伴い、我が国の関連施設等の権益や在外邦人に対するテロの脅威が高まっていることを象徴するものでもあった。

(2) 中期：平成11年(1999年)～20年(2008年)

① 警察改革

平成11年9月以降の警察の一連の不祥事案を受け、平成12年3月、一日も早い信頼回復に向けて、各界の有識者から成る「警察刷新会議」が発足した。同会議は同年7月に「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめ、同年8月には「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」、「国民のための警察」の確立、「新たな時代の要請にこたえる警察の構築」及び「警察活動を支える人的基盤の強化」を主な内容とする「警察改革要綱」が制定された。さらに、同年11月には国家公安委員会及び都道府県公安委員会の管理機能に関する規定や、警察署協議会の制度に関する規定の整備等を内容とする警察法の一部を改正する法律が成立した。

また、平成11年10月に発生した埼玉県桶川市における殺人事件を踏まえて、告訴・告発への対応の適正化と迅速的確な捜査の推進を図ることとしたほか、平成12年5月、ストーカー規制法^(注3)が制定された。

注1：12頁参照

2：29頁参照

3：ストーカー行為等の規制等に関する法律

② 悪質・危険な運転者対策

警察では、飲酒運転等、死亡事故につながりやすい悪質・危険な運転行為に対して、取締りを強化するとともに、罰則の引上げ、行政処分の強化等の対策を講じてきた。しかしながら、平成11年11月には、東名高速道路で飲酒運転のトラックに追突された乗用車が炎上して幼児2人が死亡する交通事故が発生するなど、悪質・危険な運転行為による交通事故は後を絶たず、厳罰化を求める声が高まっていた。そうした情勢を受け、平成14年には道路交通法等の一部改正が行われ、飲酒運転、過労運転、無免許運転等に対する罰則や違反行為に付する行政処分点数の引上げ等が行われた。また、平成13年の刑法の一部改正では、危険運転致死傷罪が新設され、飲酒の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を運転し、人を死傷させた者等に対して、より厳しい罰則が適用されることとなった。

その後、平成18年8月には、福岡県で飲酒運転の乗用車に追突された乗用車が橋の下の海中に転落して幼児3人が死亡する交通事故が発生したことなどを契機として、国民の飲酒運転の根絶に向けた機運が一層高まったことから、平成19年には道路交通法の一部改正が行われ、飲酒運転を助長する行為^(注1)を直罰化するとともに、飲酒運転に対する罰則の更なる引上げ等が行われた。また、同年の刑法の一部改正では、それまで業務上過失致死傷罪等が適用されていた自動車運転による死傷事故について、交通事故事件の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車運転過失致死傷罪が新設された。

③ 明石市で発生した雑踏事故

平成13年7月、兵庫県明石市において明石市民夏まつり花火大会が開催された際、最寄りの駅から会場への通路となった歩道橋南端付近において、会場に向かう観衆と帰宅しようとする観衆が極度に集中したことで、多数の人が折り重なって転倒する雑踏事故が発生し、死者11人、負傷者229人の被害が発生した。

当該事故を受け、警察では、雑踏事故対策に当たり遵守すべき基本的な事項の徹底を図るとともに、警察本部に雑踏警備実施指導官、警察署に雑踏警備実施主任者を置くなど、雑踏事故防止のための体制の確立に努めている。

④ 米国における同時多発テロ事件^(注2)

平成13年(2001年)に発生した米国における同時多発テロ事件(以下「同時多発テロ事件」という。)は、旅客機4機を同時にハイジャックし、乗客・乗員と共に標的に突入させるという前例のない手口により、テロ事件としては過去最悪の3,000人を超える犠牲者(行方不明者を含む。)を出し、世界に衝撃を与えた。冷戦終結後、宗教思想に基づく対立や民族独立運動を背景とした対立が表面化しており、同時多発テロ事件はそうした対立を象徴付けるものとなった。

同時多発テロ事件を契機として、イスラム諸国を含む多くの国がAQをはじめとするイスラム過激派によるテロへの対策の必要性を改めて認識し、このようなテロを二度と起こさせないため、テロの根絶に向けた対策が世界的規模で進められることとなった。我が国の警察においても、テロの脅威に係る情報収集・分析等の強化、重要施設等の警戒警備の徹底、官民一体となったテロ対策の推進等の様々な取組を実施してきた。また、平成16年には警察庁警備局に外事情報部を設置するとともに、同部に国際テロリズム対策課を設置するなど体制を強化し、従前の取組の更なる強化を図った。



飲酒検問の状況



米国における同時多発テロ事件 (AFP=時事)

注1：車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗

2：30頁参照

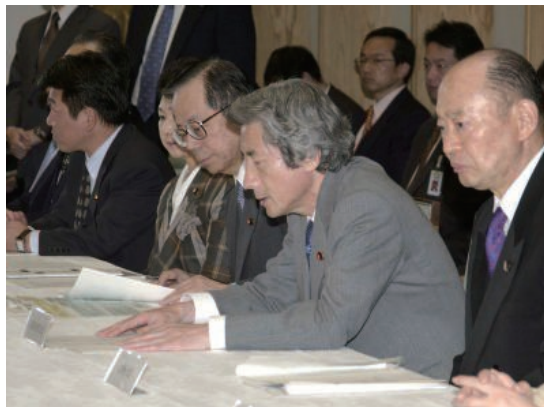
⑤ 犯罪情勢の悪化

刑法犯認知件数は、平成8年から14年にかけて7年連続で増加し、平成14年には戦後最多の285万3,739件を記録した。特に、この間、街頭犯罪及び侵入犯罪は大きく増加しており、治安の悪化に対する国民の不安感の増大は著しく、治安対策はいわば国民的な課題となった。

平成14年11月、警察庁では、国民が身近に不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪の増加に歯止めを掛け、その発生を抑止することを目的とした街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進を図ることとし、各都道府県警察において、それぞれの地域の犯罪実態に応じ、街頭活動の強化や非行集団に対する取締りの強化等を進めるとともに、関係省庁、地方公共団体、企業、地域住民等との連携を強化して、犯罪類型に応じた防犯対策等を強力に推進した。さらに、警察庁では、平成15年8月、街頭犯罪及び侵入犯罪対策の推進等を内容とする「緊急治安対策プログラム」を策定した。

また、政府としても、平成15年9月、首相を長とし、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を設置し、同年12月には「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」等を基本的な視点として、「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」、「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」、「治安回復のための基盤整備」等を重点課題とした「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。

その後、街頭犯罪及び侵入犯罪は大幅に減少し、平成15年以降現在に至るまで、刑法犯認知件数は一貫して減少傾向にあるなど、犯罪情勢に一定の改善がみられた。



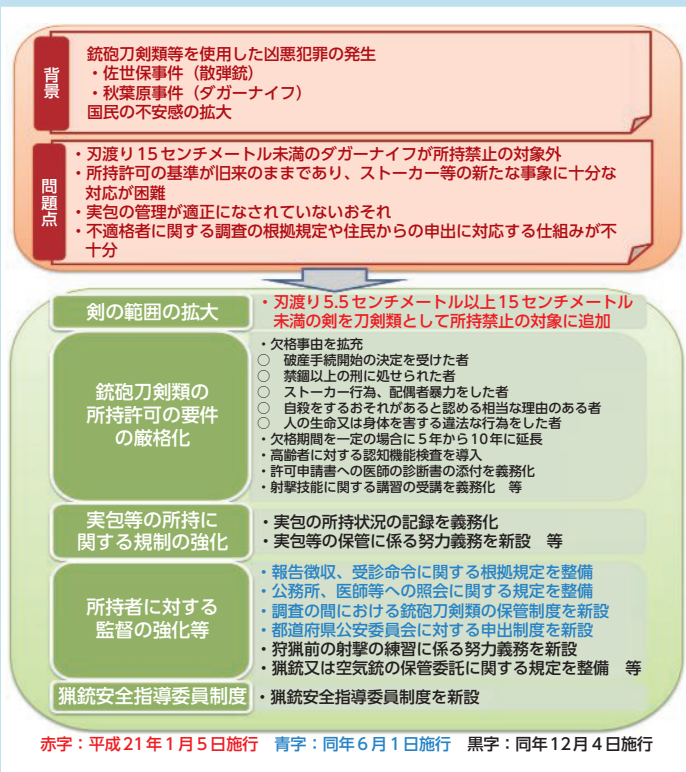
第2回犯罪対策閣僚会議（提供：内閣広報室）

⑥ 銃器を使用した凶悪事件・街頭における無差別殺傷事件

平成19年12月、長崎県佐世保市のスポーツクラブにおいて男が散弾銃を乱射する事件が発生し、2人が死亡、6人が負傷した。警察では当該事件を受けて、各都道府県警察において、許可を受けた猟銃等及びその所持者の全てを対象とした「17万人／30万丁・総点検」を実施するとともに、警察庁において、銃砲行政全般の見直しを行う「銃砲行政の総点検」を実施した。

また、平成20年6月、東京都千代田区においてダガーナイフ使用による無差別殺傷事件が発生したことを受け、銃砲規制に加えて、刃物規制の在り方も問題となり、同年12月、銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化を内容とする銃刀法の一部を改正する法律が可決・成立し、平成21年1月に刃渡り5.5センチメートル以上の剣の所持禁止に係る規定が、同年6月に銃砲規制の厳格化に関する規定の一部が、同年12月に銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化に関する規定等が、それぞれ施行された。

図表Ⅵ-2 銃刀法の一部を改正する法律の概要



(3) 後期：平成21年（2009年）～31年（2019年）

① 東日本大震災^(注1)

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模の地震となる東日本大震災が発生し、最大で震度7を観測するなど、各地を激しい揺れが襲った。また、この地震により生じた高い津波が東北地方の太平洋沿岸をはじめとする広い地域に押し寄せ、大きな被害をもたらした。

東日本大震災における全国の死者は1万5,897人、行方不明者は2,532^(注2)人になっており、特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の東北3県では、電気、ガス、水道等の生活インフラが大きな打撃を受けたほか、福島県では原子力発電所における事故の影響を受けて、多くの被災者が避難生活を強いられることとなった。

警察では、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、それぞれの県公安委員会からの援助の要求により、全国から広域緊急援助隊員等延べ約142万人、一日当たり最大約4,800人を派遣し、自衛隊、地方自治体、消防等と連携を図りながら、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の搜索、緊急交通路の確保、被災地における犯罪の発生を抑止するための諸活動等の災害警備活動に当たった。



岩手県沿岸部の集落を襲う津波

② ストーカー対策

平成23年10月より、千葉県警察、長崎県警察及び三重県警察において、男女間における暴力を伴うトラブルに関して被害女性の父親等から相談を受けていたところ、同年12月、当該トラブルの相手方の男が長崎県西海市に所在する女性の実家に押し掛け、その家族を殺害するという事件が発生した。

同事件を踏まえ、警察庁では、都道府県警察に対し、重大事件への発展の予防のための積極的な事件化等の対応の徹底、警察署長による積極的な指揮等の組織による的確な対応の徹底、関係都道府県警察の連携・情報共有の体制の強化等を指示し、都道府県警察における同種事案に対する迅速・的確かつ組織的な対応を推進することとした。また、本件等を踏まえてストーカー行為等の規制に関する制度自体が見直され、平成25年6月、電子メールの連続送信行為等を規制の対象へ追加することに加え、警告を行うことのできる都道府県警察本部長や禁止命令を行うことのできる都道府県公安委員会の範囲を拡大することなどを内容とするストーカー規制法の一部を改正する法律が成立した。

③ 暴力団対策

警察では、暴力団犯罪の取締り等を推進しており、暴力団構成員及び準構成員の人数は、平成17年以降14年連続で減少している。

一方で、一部の暴力団については、依然として凶暴性・悪質性が高く、特に福岡県北九州市に事務所を置く工藤會は、凶器等を用いた事業者襲撃等事件を多数敢行し、市民生活の大きな脅威となっていた。警察では、全国警察からの機動隊及び捜査員の派遣等による集中的な取締りの徹底及び警戒活動の強化を図るとともに、平成24年12月、福岡県及び山口県の各公安委員会が、工藤會を特定危険指定暴力団等に指定するなど、暴力団対策法の規定も効果的に活用しながら、工藤會対策を推進してきた。



工藤會事務所に対する搜索時の状況

その後、平成26年9月以降、工藤會総裁、同会長等の幹部を逮捕するなど、取締りの徹底、暴力団対策法の活用等を通じて工藤會の危険な活動の抑止を図った。

また、最大勢力の六代目山口組については、平成27年8月以降、直系組長が離脱して神戸山口組及び任侠山口組をそれぞれ結成し、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる不法行為等が発生している。警察では、対立抗争事件の続発防止と各団体の弱体化を目的とした集中取締りを実施するとともに、市民生活の安全確保に向け、警戒活動の徹底を図っている。

注1：14、15頁参照

2：死者及び行方不明者数は、令和元年（2019年）6月10日現在のもの

④ 外国における各種国際テロ事件^(注1)

平成23年(2011年)5月、米国の作戦により、AQの結成者であるオサマ・ビンラディンは死亡したが、その後も、AQ及びその関連組織は、中東、アフリカ、南西アジア等において引き続き活動している。また、AQの関連組織であったISILは、平成26年(2014年)にAQ中枢と決別した後、同年6月にイラク北部の都市モスルを制圧するなど、次々とその支配地域を拡大した。特に近年は、平成27年(2015年)に130人が犠牲となったフランス・パリにおける同時多発テロ事件をはじめ、ISIL等による扇動等に影響を受けて過激化した者や外国人戦闘員



フランス・パリにおける同時多発テロ事件 (EPA=時事)

によるテロが世界各地で発生しているなど、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にある。また、邦人が海外においてテロの被害に遭う事件も発生しており、例えば、平成25年(2013年)1月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件では邦人10人を含む40人が死亡、平成27年(2015年)3月に発生したチュニジアにおけるテロ事件では邦人3人を含む22人が死亡、平成28年(2016年)7月に発生したバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件では邦人7人を含む20人の人質が死亡、平成31年(2019年)4月に発生したスリランカにおける連続爆弾テロ事件では邦人1人を含む258人が死亡した。

⑤ サイバー空間の脅威

スマートフォン等の普及やインターネットを利用したサービスの拡大等に象徴されるように、平成後期においてサイバー空間の利用が拡大し、今やSNS等の個人が使用するサービスから、金融や公共輸送等をはじめとする重要インフラや政府機関等を支える重要なシステムに至るまで、サイバー空間は国民の日常生活の一部として定着するようになった。こうした中、不正アクセス禁止法^(注2)違反をはじめとするサイバー犯罪が多発しているほか、サイバーテロ、サイバーインテリジェンス等のサイバー攻撃が世界的規模で発生するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している。警察では、こうした脅威に対処するため、人的基盤の強化、捜査及び情報技術解析のための資機材の整備、民間事業者等の知見の活用、外国捜査機関等との連携等の取組を推進してきた。

⑥ 各種高齢者関連施策

平成30年10月1日現在、我が国の総人口は約1億2,644万人となっているが、そのうち65歳以上人口は約3,558万人であり、総人口に占める割合(高齢化率)は約28.1%となっている^(注3)など、高齢化の進展は著しく、警察においても各部門において、こうした社会の現状に対応していくことが求められている。

例えば、近年認知件数が高水準で推移している特殊詐欺については、その被害者の大半が高齢者である^(注4)ことから、警察としても、積極的な取締りを行うとともに、高齢者被害の防止に向けた効果的な広報啓発の方法を検討するなど、新たな取組を推進してきた^(注5)。

また、高齢者人口の増加等を背景として交通事故死者数の減少幅が縮小する傾向にあったことなどを踏まえ、平成21年には、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する認知機能検査が、平成22年には、高齢運転者等専用駐車区間制度がそれぞれ導入された。また、平成29年には、一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対する臨時認知機能検査と、その結果が直近の認知機能検査の結果と比較して悪化した者等に対する臨時高齢者講習が導入された。そのほか、警察においては、申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書制度の周知を図るなどの取組を推進している。

注1：30、31、32、33頁参照

2：不正アクセス行為の禁止等に関する法律

3：人口は、総務省統計資料「人口推計(平成30年10月1日現在人口(補間補正を行っていないもの))」による。

4：平成30年の特殊詐欺の被害全体に占める65歳以上の高齢者の割合は、78.1%である。

5：52頁(トピックスⅡ 特殊詐欺の現状と高齢者被害防止のための新たな取組)参照

(4) 今後の展望

最近の犯罪情勢は、刑法犯認知件数については平成14年をピークに減少を続けているものの、ストーカー・DV、児童虐待、サイバー犯罪等、刑法犯認知件数等のみでは測ることのできない新たな情勢が生じているほか、特殊詐欺の認知件数は高水準で推移しているなど、依然として予断を許さない状況にある。

特殊詐欺やサイバー犯罪のように、加害者が被害者と対面することなく敢行される非対面型犯罪には、対策に応じて絶えず犯行手口が変化するものも多く、科学技術の発達により大量反復的な犯行が可能となり、被害が拡大する危険性も高くなっている。また、人身安全関連事案^(注)のように主として個人の私的な関係性や私的領域の中で生じる事案に対しては、その性質上犯行が潜在化しやすい傾向にあることを踏まえて対策に当たる必要がある。

警察は、このような新たな犯罪傾向や社会情勢も踏まえ、高度な技術を使用した犯罪への対処能力の向上を図るなどして、発生した事案に対して的確な捜査を推進することはもとより、犯行手口や被害実態に関する情報を関係機関、事業者等と共有し、緊密な連携を図ることにより、犯罪ツール対策等に取り組んでいく必要があるほか、国民に対する迅速な注意喚起、早期の相談対応等によって、犯罪に至る前段階での被害の防止を図るなど、きめ細やかな対策を進めていく必要がある。

暴力団対策については、暴力団構成員等の総数は減少しつつあるものの、山口組の分裂等、依然としてその動向を警戒すべき状況が続いているほか、近年では、準暴力団と共謀して特殊詐欺事案等を敢行して資金獲得を行うなど、暴力団の組織や活動に変化がみられている。今後も、こうした変化を含めた暴力団の実態を的確に把握し、効果的な対策を講じていくことが求められている。

交通事故による死者数については、平成4年をピークに減少傾向にあるが、一方で、高齢運転者による事故が相次ぐなど、社会の高齢化がもたらす道路交通への影響は大きいことがうかがえる。今後、更なる高齢化の進展に伴い、そうした社会情勢を見据えた対策を的確に行っていくことが必要となる。

加えて、自動運転の実用化に向けた動きも近年急速に進んでいるところであり、このような新たな技術に対応した法令等の整備についても、これからの課題である。

また、欧米諸国等で依然としてテロ事件が発生していることに加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生するなど、我が国に対するテロ等の脅威が継続している中、今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模なイベントの開催も予定されている。今後も、各国の治安情報機関等との密接な連絡体制を構築するなど、テロ等違法行為の未然防止に向けた取組を推進していく必要がある。

平成は2度の大地震をはじめとする様々な災害に見舞われた時代でもあった。今後は、これら過去の災害の教訓を踏まえつつ、発生が懸念される南海トラフ地震及び首都直下地震を含む大規模災害に対して的確に対処できるよう、高度な装備資機材や先端技術の導入も進めながら、災害対処能力を一層向上させていくことが求められている。

近年、我が国の社会は、人口減少や急速な高齢化、国際化、サイバー空間の利用拡大、科学技術の発達等による大きな変化に直面している。警察は、このような社会の変化に適応し、新たに生じてくる、又は変容する治安上の課題に適切に対応するための警察運営の在り方を不断に追求していく必要がある。

注：88頁参照

変わらない警察の使命

「不正を許すな！」

「不正を許すな。」
これが今も昔も、
私が刑事として事件
捜査を進める上で、
根底にある気持ちで
す。

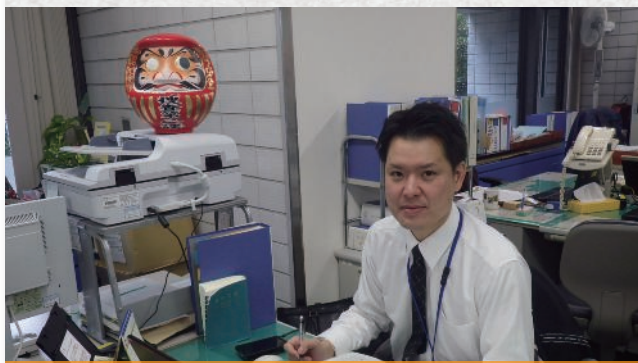


(平成21年当時 警視庁荏原警察署
刑事組織犯罪対策課)

私はこれまで、2
度にわたり他の役所
や民間団体への外部
出向の機会をいただ
きました。そして、出向先では、それぞれの組織でプ
ロとして全力で取り組む人たちとの出会いがありまし
た。組織は違えど、彼らも国民が安心して暮らせる世
の中を作るために日夜奮闘していました。そんな彼ら
と一緒に仕事をする中で私が改めて感じたことは、私
たち警察官も治安のプロとして徹底的に不正を正して
いかなければならないという使命感でした。

近年の犯罪を見ると、一昔前には考えられなかった
ことも多いと思います。例えば詐欺事件においては、
SNS、固定電話転送サービス、バーチャルオフィス、
アプリ等が悪用されており、常に変化していく社会の
仕組みに対応できなければ、時代にも犯人にも追いつ
けなくなってしまいます。私たちが犯人を捕まえなけれ
ば、被害者の方はもちろん、正しく生きようとする
多くの人々が安心して暮らせる生活を実現できません。

私は不正を許さない。そのために、社会の変化を敏
感に感じ取りながら、1人でも多くの犯人を検挙して
いくことこそが刑事の使命であるという気持ちを持っ
て、これからも事件捜査に臨んでいきたいと考えてい
ます。



警視庁刑事部捜査第二課特別捜査第一係

やまだ かずゆき
山田 和幸 警部



前 島根県警察本部警務部監察課訟務係
たじり まり
田尻 真理 警部

警察活動に対する 真なる理解を目指して

現在、私は、訟務担当として、警察側の民事訴訟の
指定代理人として裁判に出廷するなどの業務に従事し
ています。

緊張感の中、定刻を迎えると、法廷内正面扉が開き、
黒い法服に包まれた裁判官がさっそうと現れ、開廷し
ます。中でも、判決を言い渡す裁判官の言葉には、筆
舌に尽くしがたいほどの重みを感じます。

前回寄稿した警察学校の教官当時は、将来を担う警
察官の育成に向け従事していましたが、現在は、県民
との訴訟対応を任されており、約10年を経て、担当
業務は大きく変わりました。

しかしながら、教官と訟務担当とは、一見、全く
異なる業務のように見えますが、実は、この二つには
深い共通点があります。それは、警察活動を知らない
人に対して、その活動の必要性を真に理解してもらう
業務であるという点です。

学生や原告等の相手方にとって警察活動は未知のも
のであり、先方からの理解を得ることは容易ではあり
ませんが、治安を守り抜くという警察の使命を果たす
上で、警察活動の真髄を如何に理解してもらうか、相
手方の声に真摯に耳を傾けながら知恵を振り絞る毎日
です。



(平成23年当時 島根県警察学校教官)

日々高い壁に直面
していますが、警察
組織の本質となる軸
はふれてはならず、
その壁を打開すべ
く、私は奔走し続け
ます。

どれだけ社会が変化しようとも、国民の安全・安心を守るという警察の使命は変わらない。
最前線で警察活動に従事し、過去の警察白書においてその経験を語った4名の警察職員を再び紹介する。



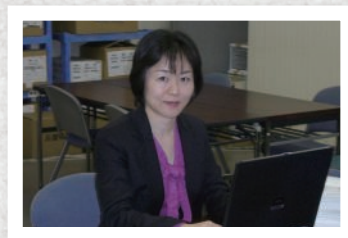
兵庫県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪防犯センター
本田 英理 警部補

防犯か検挙か

現在、私は、サイバー犯罪対策課に所属し、部下2名と共に学校、企業、シニアカレッジ等へ赴き、年500回を超えるサイバー犯罪被害防止講演を行っています。これまで捜査担当が長かったため、配置当初は寂しさもありましたが、県警察として新規の任務でもあったので、「あいつなら何とかする」と期待されたと理解し、「期待以上のものを県民に届ける」意気込みで取り組んでいます。

私が行う講演は、サイバーセキュリティから命に関わる事案まで、インターネットに関わる幅広い問題を取り入れており、リアリティがあると好評を得ています。また、講演を通じて多くの県民と接する機会があるため、小学生から「私もインターネットで知り合った人に直接会おうって言われてる」と未然に相談してもらえたり、「お母さんが厳しく言うのは私を守るためとわかりました」、「警察を身近に感じた」、「絶対、本田さんみたいなおまわりさんになる！」などという嬉しい言葉をもらえたりもします。

職人気質のかつての上司からは、「事件では、結局、被害者を救えなかった。その活動がやっぱり大事や。どうか頑張ってくれ」と、期待の言葉をかけてもらいました。「防犯で救った数は、検挙で報いた数よりきつと多い」と信じ、これからも全力で活動を続けていきます。



(平成21年当時 兵庫県警察本部生活安全部生活経済課)

警察活動を支える警察情報通信

現在私は、宮城県情報通信部機動通信課で勤務しています。10年前は青森県情報通信部の係長として第一線の警察活動を支える無線通信施設の維持・管理に従事していたほか、事案が発生した際、現場に出勤して通信手段を確保する機動警察通信隊員としても活動していました。それから月日を経て、現在は宮城県情報通信部の課長補佐として業務に従事しています。



(平成20年当時 東北管区警察局青森県情報通信部機動通信課)

今までの業務の中には貴重で忘れられない経験がいくつもありますが、特別なものとしては東日本大震災の対応があります。当時、私は宮城県にある東北管区警察局情報通信部で勤務しており、被災県での災害警備活動に必要な通信手段を確保する業務に当たりました。過去にも災害対応に従事した経験はありましたが、被災現場の光景を目の当たりにして使命感が込み上げてくるこの時の感覚は、今も忘れることができません。

また、その後に異動した警察大学校附属機関での教養業務でも、時代の変化に応じた知識・技術を研究し教えるという特殊性から、責務を強く感じました。人材育成は組織を支える重要な業務の一つであり、どのようにすれば、自分の経験が後進の育成に役立つか、教養を通じて組織に還元できるかを日々考えて業務に当たる必要があります。こうした教養業務では、自分の思いが相手に伝わった時の反応がとても励みになり、やりがいを感じました。

これまで、災害対応や異動等を経て心境の変化もありましたが、どの時代においても強い「使命感」は変わりません。今後も現場で活動する警察官を支える立場として更に力を尽くしたいと思います。



東北管区警察局宮城県情報通信部機動通信課

佐藤 晶義 技官



オールジャパンで 国際犯罪組織の壊滅に 取り組みたい

鹿児島県で国際犯罪！？そんな訳ないだろうと半信半疑で捜査を開始したところ、国際的な犯罪組織がアメリカ合衆国で敢行した詐欺事件の被害金が日本国内の金融機関へ送金され、それをナイジェリア人らが払い戻したマネー・ロンダリング事犯であることが分かりました。

その後、ICPOやFBI(注)に捜査協力をお願いしてアメリカにいる被害者から事情聴取してもらおうと同時に、これまでに同種事件の検挙事例がある他府県警察からも協力を受け、捜査のポイントなどを聞くことで効果的な捜査を行い、ナイジェリア人を含む被疑者らを検挙することができました。この事件は、関係機関と他府県警察の協力がなければ検挙が難しい事件だったと思います。

現在、オリンピックなどを控えて来日外国人は増加の一途をたどっていますが、善良な外国人に紛れて国際犯罪組織も日本に入ってくる可能性があると思います。

そのような情勢の中、私は、全国の都道府県警察がオールジャパンの精神で連携するとともに、日本国内のみならずグローバルな視野を持って、国際犯罪組織に立ち向かうことで、その壊滅ができると考えており、鹿児島の治安維持から日本の平和を作る気持ちで、国際犯罪組織の実態解明・壊滅を目標にして日々の業務に従事しています。



from

鹿児島県警察本部
刑事部組織犯罪対策課国際犯罪捜査係

ちようざ まさき
帖佐 正樹 警部補

(注) Federal Bureau of Investigation (米国司法省連邦捜査局) の略



情報技術解析課の やりがい

平成29年11月の早朝に一本の電話が入りました。内容は「死亡ひき逃げ事件が発生した。事故の様子を撮影した後続車のドライブレコーダーの動画が消えてしまっているため早急に復元して欲しい」というものでした。被疑者はまだ捕まっておらず、動画の復元が急がれる状況であったことから、解析要請を受けて直ちに解析に取りかかりました。

数時間かけて解析作業を実施し、復元は完了したものの、動画データは破損しており、正常に再生できない状態でした。手元にある多くの技術書やインターネットを利用して収集した技術情報を参考に、破損し

た動画データの修復を試みましたが、事故の肝心な部分は確認できませんでした。しかし、ここで諦めてはダメだと思い、高度な解析技術と多くの解析経験を有する警察庁情報通信局高度情報技術解析センターに状況を説明し、相談をしたところ、細部にわたる詳細な状況確認とその情報に基づく適確な技術情報や参考情報などを、長時間かけてアドバイスしてもらい、その結果見事に事故状況を撮影した画像を抽出することができました。

諦めない心と警察の情報通信部門の一丸となった対応により、捜査部門の要望に早急かつ十分に答えることができ、これぞ情報技術解析課冥利に尽きると感じた一件でした。これからも、こうした満足感が得られるよう日々解析業務の技術力向上に努めていきたいと思っています。

from

中部管区警察局愛知県情報通信部
情報技術解析課解析調整専門官

つる た つとむ
鶴田 勉 技官

